

2014 年 8 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社アコーディア・ゴルフ
代表者名 代表取締役社長 鎌田 隆介
(コード番号:2131 東証1部)
問合せ先 常務執行役員 道田 基生
電話 (03)6688-1500(代表)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 6 月 27 日開催の当社株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項の規定に基づき、当社株式の取得を当社取締役会に授權することについて、当社株主の皆様の承認をいただき、当該授權に基づき、当社は、平成 26 年 8 月 4 日開催の取締役会(以下「8 月 4 日取締役会」といいます。)において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、平成 26 年 3 月 28 日開催の取締役会において、同日付プレスリリース「ビジネス・トラストによるアセットライト、新株予約権付ローンによる資金調達および自己株式の公開買付け等に関するお知らせ」(以下「3 月 28 日付プレスリリース」といいます。)でお知らせしたとおり、ビジネス・トラストによるアセットライト(注 1)を実施するとともに、かかるアセットライトを円滑に実施するために新株予約権付ローンによる資金調達を行うこと及びビジネス・トラストによるアセットライトの実施後にアセットライトを通じて当社が取得した資金(以下「アセットライト受領金額」といいます。)等を充てることにより本公開買付けを行うこと(以下、これらの一連の施策を「本施策」といいます。)について決議しました。また、本株主総会において、本施策の実施に関する議案の全てについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

株主の皆様のご承認を得られたことを受けて、平成 26 年 8 月 1 日付プレスリリース「ビジネス・トラストによるアセットライト、新株予約権付ローンによる資金調達および自己株式の公開買付け等に関するお知らせ(開示事項の経過)」(以下「8 月 1 日付プレスリリース」といいます。)でお知らせしたとおり、同日付で、当社においてアコーディア・ゴルフ・アセット合同会社(以下「AG アセット」といいます。)に対する 90 コースのゴルフ場(付随する施設等を含みます。)に係る運営事業の譲渡を実行するとともに、シンガポールで組成されたビジネス・トラストである Accordia Golf Trust(以下「AG トラスト」といいます。)の発行するユニット(注 2)がシンガポール証券取引所に上場されました。また、大和 PI パートナーズ株式会社(以下「大和 PI パートナーズ」といいます。)からの新株予約権付ローンによる資金調達を実施いたしました。これらの施策に続き、本公開買付けは、本施策の一環として実施されるものです。

(注 1)「ビジネス・トラストによるアセットライト」とは、当社グループの保有するゴルフ場(付随する施設等を含みます。)133 コースのうち 90 コース(以下「当初 BT 対象ゴルフ場」といいます。)を、AG アセットに対し、当初 BT 対象ゴルフ場を保有する当社子会社の株式を匿名組合出資する方法により移転し、当社において、当該匿名組合出資により取得した匿名組合出資持分を、ビジネス・トラストに譲渡することにより、当該譲渡の対価を受領するとともに、AG アセットに移管された当社子会社より既存貸付金等の返済を受け一連の取引をいい

ます。

(注2)「ビジネス・トラスト」とは、シンガポールのビジネス・トラスト法(Business Trusts Act of Singapore)に基づき組成される投資信託であるビジネス・トラスト(Business Trust)をいいます。また、「ユニット」とは、ビジネス・トラストの発行する出資証券をいいます。

(1)本施策による経営モデルの転換による株主価値の向上

ビジネス・トラストによるアセットライトの実施により、当社は、ゴルフ場の運営に比重を置き、運営ゴルフ場等の拡大に注力すると経営モデルに転換いたしました。

すなわち、当社は、当社グループの保有するゴルフ場(付随する施設等を含みます。)133コースのうち90コースをAGアセットに移転し、その経営管理及び運営の委託を受けることとなりました。これにより、安定的な運営委託報酬を確保しながら、当社の経営課題であった、会計上償却の対象とならず、当社の資産効率の悪化の要因となっていたゴルフ場資産を当社の資産から切り離すことで、資産効率の改善を実現しております。また、今後、当社は、当社の運営ノウハウによるバリューアップを経て収益力を向上・安定化させたゴルフ場をAGアセットに譲渡し、AGアセットからゴルフ場の経営管理及び運営の委託を受け、さらに積極的なゴルフ場の新規取得を行うという循環型ビジネスを展開し、保有するゴルフ場の数ではなく、運営するゴルフ場の数の増加を通じ、さらなる外部成長を実現することを目指します。

当社は、このような新たな経営モデルを通じて資産効率の改善及び外部成長の実現を図り、あわせて本公開買付けを実施することで、株主資本を圧縮し資本効率を向上させ「株主価値の最大化」を目指すとともに、究極的には、「世界最大のゴルフ場運営会社」となることを目標といたします。

当社は、この新たな経営モデルの実現方法として、平成27年3月期から平成29年3月期を期間とする3ヵ年の新中期経営計画「Accordia Vision 2017」を策定し、株主資本利益率(ROE)15%(注)を目指しております。

新中期経営計画の内容として、当社は、循環型ビジネスモデルの確立によるキャピタルゲインの創出と、運営受託事業拡大による安定的なキャッシュの創出を目指すとともに、総株主還元性向の指標を参考に積極的に株主還元を行ってまいります。具体的には、当社の利益配分に関する基本方針として、みなし連結当期純利益(連結当期純利益から特別損益を控除し、当該特別損益に関わる法人税等を調整したものをいいます。)の45%を配当性向の目処とするとともに、これに追加して、追加のアセットライトによるゴルフ場の移管に伴う余剰キャッシュ・フローの一部を用いて、積極的に自己株式の取得または配当等を含む株主還元を目指すことで、平成28年3月期及び平成29年3月期において、総株主還元性向(連結当期純利益に対する配当総額及び自己株式取得総額の割合をいいます。)目標を90%といたします。その他、当社の新中期経営計画の内容については、平成26年5月23日付プレスリリース「新中期経営計画『Accordia Vision 2017』策定に関するお知らせ」(以下「5月23日付プレスリリース」といいます。)及び当社が平成26年6月30日付で関東財務局長に提出した第35期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)有価証券報告書に記載のとおりです。

このように、当社は、本施策及び新中期経営計画の実施を通じて、当社の株主価値の最大化を目指してまいりますので、今後とも株主の皆様のご支援を賜りたいと存じます。

(注)当社は、平成26年3月28日付で関東財務局長宛に提出した有価証券届出書に記載のとおり、平成26年8月1日付で、大和PIパートナーズに対し、当社の新株予約権141,843個(当該新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は14,184,300株であり、当社の発行済株式総数105,398,700株(平成26年3月31日現在の議決権数1,026,447個)を分母とする希薄化率は13.46%(議決権の総数に対する割合は13.82%)に相当します。)を発行しております。平成26年8月1日から平成26年8月4日までに、当該新株予約権の行使はなされておられません。また、ROEの計算においては、平成26年8月1日付で大和PIパート

ナーズに対して発行された当社の新株予約権 141,843 個の行使により交付される株式数(当該新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 14,184,300 株)は考慮しておりません。

(2) 本公開買付けの目的

当社は、本施策の実施により、経営モデルを転換するとともに、本公開買付けを行うことによって、株主資本を圧縮し、当社の資本効率を改善することが、当社の株主価値の最大化に資するものと考えております。

一方で、本施策の実施は、当社の事業の運営形態を大幅に変更することとなるため、既存株主の皆様に対して当社株式の換価の機会を提供することが相当であると考え、本公開買付けを実施するものであります。

さらに、本施策は、当社が現在営んでいる事業から資産保有事業を切り出し、これをビジネス・トラストという仕組みを用いてシンガポールに上場させることにより、株主及び投資者の皆様へ、その投資趣向に応じて、ゴルフ場運営事業を営む当社に対する投資とゴルフ場保有事業に係るビジネス・トラストに対する投資の双方又はいずれかを選択する機会を付与するものであり、本公開買付けは、このうちゴルフ場保有事業に対する投資を継続することを希望する株主の皆様に対して、当社株式の換価の機会を提供することも企図しております。

また、当社は、株主の平等及び手続の透明性の観点から、自己株式の取得方法のうち公開買付けの方法によることが最適であると判断いたしました。

(3) 本公開買付けの条件等

3 月 28 日付プレスリリースでお知らせしたとおり、当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本買付価格」といいます。)を 1,400 円と決定するに際しては、当社のフィナンシャル・アドバイザーである S M B C 日興証券株式会社(以下「S M B C 日興証券」といいます。)から取得した当社の株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を参考にしております。本株式価値算定書によれば、本施策の全てが実施されたことを前提とした場合の当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF 法」といいます。)により、1,251 円から 1,520 円とされております。

当社は、上記の本公開買付けの目的に鑑み、本株式価値算定書に示された上記の株式価値の範囲の中間値等を勘案し、本公開買付けに応募する株主及び当社に残る株主の双方にとって妥当な金額として、1 株当たり 1,400 円との買付価格を設定いたしました(詳細につきましては、3. 買付け等の概要 (3) 買付け等の価格の算定根拠等算定の基礎をご参照下さい。)。

また、当社取締役会の決議においては、本公開買付けにおける取得価額の総額については、アセットライト受領金額から、当社の既存借入金の返済金額及び当社が取得する AG トラストのユニットの取得金額等を控除した上で、45,000,200,000 円を上限としております。

本公開買付けの実施に関し、当社は、本株主総会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項の規定に基づき、当社株式の取得を当社取締役会に授權することについて、当社株主の皆様へ承認をいただいております。当該授權に基づき、当社は、平成 26 年 8 月 4 日開催の取締役会において、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

なお、当社は、当社の株主である株式会社レノ、株式会社 C&I Holdings、株式会社南青山不動産及び株式会社シティインデックスホスピタリティ(以下「大株主グループ」と総称します。)に対し、本施策の実現のため、その保有する当社の株式全部について、本公開買付けに応募していただくことを申し入れ、大株主グループから、当社の申入れをご承諾いただく旨(但し、1 株当たり 1,400 円を超える価格での競売買市場での売却又は買付価格が 1 株当たり 1,400 円を超える公開買付けへの応募は認められます。)の平成 26 年 3 月 28 日付書面を受領しております(注 1、2)。

(注1) 株式会社レノが平成26年7月28日付で関東財務局長宛に提出した変更報告書 No.25 によれば、平成26年7月18日現在の大株主グループの保有株式数は、株式会社レノ 6,912,900 株(当社の発行済株式総数(105,398,700 株)に対する所有割合 6.56%(小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合の計算において同じとします。))、株式会社 C&I Holdings 9,680,300 株(所有割合 9.18%)、株式会社南青山不動産 5,069,400 株(所有割合 4.81%)及び株式会社シティインデックスホスピタリティ 3,846,200 株(所有割合 3.65%)であり、大株主グループ合計で 25,508,800 株(所有割合 24.20%)とのことです。

(注2) なお、株式会社レノが平成26年7月28日付で関東財務局長宛に提出した変更報告書 No.25 によれば、上記の大株主グループの共同保有者として、株式会社シティインデックスホールディングスが当社株式を 6,286,600 株(所有割合 5.96%)、株式会社フォルティスが当社株式を 2,916,100 株(所有割合 2.77%)、株式会社リビルドが当社株式を 339,700 株(所有割合 0.32%) 保有しております。これらの者は、平成26年3月28日付書面を受領した後に新たに加わった共同保有者であるため、平成26年3月28日付書面の当事者には含まれておらず、これらの者と当社との間で、本公開買付けへの応募に関する合意書は締結されておられません。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の詳細については現時点では未定であり、具体的に決定した場合は速やかに開示いたします。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	32,143,000 株(上限)	45,000,200,000 円(上限)

(注1) 当社は、本株主総会において、(i)取得する株式の総数を、35,714,285 株を上限として別途当社取締役会が決定した数とし、(ii)取得価額の総額を、50,000,000,000 円を上限として別途当社取締役会が決定する額とし、(iii)株式を取得することができる期間を平成26年8月1日から平成27年7月31日までとして、当社株式の取得を当社取締役会に授権する旨の決議を行っております。上記取締役会における決議内容は、本株主総会による授権に基づき、平成26年8月4日開催の当社取締役会において決定したものです。

(注2) 取得する株式の総数の上限の発行済株式総数に占める割合は、30.50%であります(小数点以下第三位を四捨五入)。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

取締役会決議	平成26年8月4日(月曜日)
公開買付開始公告日	平成26年8月5日(火曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成26年8月5日(火曜日)
買付け等の期間	平成26年8月5日(火曜日)から

	平成 26 年 9 月 1 日(月曜日)まで(20 営業日)
--	--------------------------------

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,400 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

算定の基礎

3 月 28 日付プレスリリースでお知らせしたとおり、当社は、本買付価格を 1,400 円と決定するに当たり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである S M B C 日興証券から取得した本株式価値算定書(下記(注)参照)を参考にしております。本株式価値算定書によれば、本施策の全てが実施されたことを前提とした場合の当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、DCF 法により、1,251 円から 1,520 円とされております。なお、S M B C 日興証券によれば、本株式価値算定書においては、本施策の全てが実施されたことを算定の前提とすることができる手法として合理的と考えられる DCF 法を用いており、かかる算定を行うに当たり、当社が将来生み出すであろう平成 27 年 3 月期以降のフリー・キャッシュ・フローを、事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り戻して株式価値を算定したとのことです。当社は、S M B C 日興証券より、DCF 法は、本施策に基づく事業モデルの変化を詳細に分析した上で、将来当社が獲得することが見込まれる収益を算定に反映できることから、財務的にみて適切な算定手法であるとのアドバイスを受けております。

本買付価格は、本株式価値算定書に示された、本施策の全てを実施した後における当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲である 1,251 円から 1,520 円の間値等を勘案すると妥当な金額であり、当該買付価格による本公開買付けを含む本施策が、当社の 1 株当たりの純利益(EPS)や自己資本利益率(ROE)等の資本効率の向上に資する施策となると考えられること、また、当該買付価格は、東京証券取引所における、3 月 28 日付プレスリリースの前営業日(平成 26 年 3 月 27 日)の当社株式の終値である 1,343 円、同日までの過去 1 ヶ月の当社株式の平均株価である 1,322 円、同日までの過去 3 ヶ月の当社株式の平均株価である 1,346 円をいずれも上回るものであり、既存株主の皆様に対して当社株式の換価の機会を提供する目的に照らしても妥当な金額であると考えられることを踏まえて設定されたものです。

本買付価格は、東京証券取引所における、3 月 28 日付プレスリリースの前営業日(平成 26 年 3 月 27 日)の当社株式の終値 1,343 円に対して 4.24%(小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアム率の計算において同じとします。)、同日までの過去 1 ヶ月の当社株式の終値の単純平均値である 1,322 円(小数点以下を四捨五入、以下単純平均値の計算において同じとします。))に対して 5.90%、同日までの過去 3 ヶ月の当社株式の終値の単純平均値である 1,346 円に対して 4.01%、それぞれプレミアムを付した金額であります。また、本公開買付けの実施について決議した取締役会開催日の前営業日(平成 26 年 8 月 1 日)の当社株式の終値 1,274 円に対しても 9.89%、同日までの過去 1 ヶ月の当社株式の終値の単純平均値 1,313 円に対しても 6.63%、同日までの過去 3 ヶ月の当社株式の終値の単純平均値 1,303 円に対しても 7.44%、それぞれプレミアムを付した金額になります。

(注)本株式価値算定書は、アセットライト受領金額に関する一定の前提、及び 本公開買付けが、買付代金の総額を 450 億円、1 株当たりの買付価格を 1,400 円として実施され、買付けの上限までの応募があったこと等を前提として算定されております。なお、大和 PI パートナースに対して発行された新株予約権による希薄化の影響に関しては、当該新株予約権がアウト・オブ・ザ・マネーの状況にある(当初の行使価額である 1,410 円が株価を上回っている)ことから、算定上考慮されていません。

算定の経緯

当社は、平成 25 年 1 月に企業価値向上プロジェクトを立ち上げ、以降、平成 26 年 3 月 28 日に至るまで合計 34 回に亘る取締役会において、ビジネス・トラストによるアセットライトを含む、当社の企業価値・株主価値の向上のための施策について検討を行ってまいりました。

このような検討の中、当社は、本施策の実施が当社の株主価値に資するものかどうかを判断するため、当社のフィナンシャル・アドバイザーである S M B C 日興証券に対し、本施策の全てが実施されたことを前提とした場合の当社株式の 1 株当たりの株式価値の算定を依頼し、平成 26 年 3 月 24 日付で、本株式価値算定書を取得いたしました。本株式価値算定書によれば、本施策の全てが実施されたことを前提とした場合の当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、DCF 法により、1,251 円から 1,520 円とされております。

当社は、本株式価値算定書を踏まえた上で、さらに平成 26 年 3 月 24 日、27 日、28 日にそれぞれ取締役会を開催し、本施策を実施することが当社の株主価値の向上に資するかについて検討する中で、本公開買付けの条件についての検討を行いました。当該検討を経て、本公開買付けの条件について、当社は、平成 26 年 3 月 28 日開催の取締役会において、上記「算定の基礎」に記載のとおり、上記の買付等の目的に記載の本公開買付けの目的に鑑み、本公開買付けに応募する株主及び当社に残る株主の双方にとって妥当な金額として、1 株当たり 1,400 円とする買付価格を設定いたしました。

なお、当社は、上記のとおり、平成 25 年 1 月以降、当社の企業価値・株主価値の向上のための施策として、ビジネス・トラストによるアセットライトを含む本施策についての具体的な検討を行うとともに、大株主グループとの間で、本施策に関し、断続的に協議等を行ってまいりました。また、その検討の過程において、当社としては、本施策の実現可能性、財務的な効果、安定性等を確保するためには、本施策の実施について大株主グループの同意を確認し、大株主グループの保有する当社の株式を本公開買付けに応募していただくことが必要であると考えました。そして、当社は、本施策の実施に関する当社内での議論の進捗等を踏まえて、平成 26 年 2 月頃、大株主グループに対し、当社株主総会において本施策の実施に関する議案に賛成の議決権を行使するとともに、本公開買付けに応募していただくよう申し入れを行いました。大株主グループの間では、主に平成 26 年 2 月から 3 月にかけて、ビジネス・トラストによるアセットライトの当社の企業価値・株式価値に与える影響、本公開買付けの買付価格や規模、費用対効果、PGM ホールディングス株式会社との統合の可能性、当社の配当政策及びその他の当社の株主価値向上策並びに本施策等に関する当社の株主に対する説明の必要性等について協議が行われました。当社は、上記の本株式価値算定書に加えて、大株主グループとの協議等も踏まえ、最終的に、本公開買付けの買付価格を 1 株当たり 1,400 円として本公開買付けを実施したい旨、大株主グループに対して申し入れを行ったところ、大株主グループからは、本施策の実施の判断については、大株主グループ以外の株主の意向を尊重したいとの考え方から、本株主総会において、大株主グループ以外の当社の株主のうちその有する議決権の過半数を有する株主の賛成が得られない場合には、承諾の効力が失われることを条件として、当社の申し入れを承諾する旨(但し、1 株当たり 1,400 円を超える価格での競売買市場での売却又は買付価格が 1 株当たり 1,400 円を超える公開買付けへの応募は認められます。)の平成 26 年 3 月 28 日付書面を受領しております。

その後、本株主総会において、本施策の実施に関する議案の全てについて、株主の皆様のご承認を得られたことを受けて、8 月 1 日付プレスリリースでお知らせしたとおり、同日付で、当社において AG アセットに対する 90 コースのゴルフ場(付随する施設等を含みます。)に係る運営事業の譲渡を実行し、また、AG トラストの発行するユニットがシンガポール証券取引所に上場されました。これらの施策に続き、本施策の一環として平成 26 年 3 月 28 日開催の取締役会において決議していたとおり、当社は、平成 26 年 8 月 4 日開催の取締役会において、買付価格を 1 株当たり 1,400 円とする本公開買付けを実施することいたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
--------	-------	-------	---

普通株式	32,142,900 株	- 株	32,142,900 株
------	--------------	-----	--------------

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数(32,142,900 株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。)第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する同法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。)第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

45,052,865,000 円

(注) 買付予定数(32,142,900 株)を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する新聞公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用)の見積額を合計したものです。なお、上記金額には、消費税等は含まれておりません。また、その他の費用として弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(6) 決済の方法及び開始日

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

決済の開始日

平成 26 年 9 月 29 日(月曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注)本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ)個人株主の場合

() 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合

は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315% (所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税 5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第 37 条の 14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。))の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

() 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(口) 法人株主の場合

みなし配当課税として、買付価格が 1 株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として 15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付代理人に対して平成 26 年 9 月 1 日までに租税条約に関する届出書等をご提出下さい。

(7) その他

当社は、平成 26 年 7 月 31 日付で「平成 27 年 3 月期 第 1 四半期決算短信(日本基準)(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、当社の連結経営成績の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成 27 年 3 月期 第 1 四半期決算短信(日本基準)(連結)の概要

(平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日)

(イ) 損益の状況(連結)

会計期間	平成27年3月期 第1四半期連結累計期間
営業収益	25,863百万円
営業利益	4,501百万円
経常利益	4,142百万円

四半期純利益	2,848百万円
--------	----------

(口) 1株当たりの状況(連結)

会計期間	平成27年3月期 第1四半期連結累計期間
1株当たり四半期純利益	27円44銭
1株当たり配当額	-

当社は、平成26年8月4日付で「配当予想の修正(アセットライト実施記念配当)」に関するお知らせを公表しております。当該公表に基づく、当社の配当予想の修正内容の概要は以下のとおりであり、当社は、本公開買付けの決済の予定日より後の平成26年9月末日を基準日として、1株当たり5円の記念配当を実施する予定です。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

	1株当たり配当金(円)				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
前回予想	-	0.00	-	36.00	36.00
今回修正予想	-	5.00	-	36.00	41.00
当期実績	-	-	-	-	-
前期実績 (平成26年3月期)	-	0.00	-	56.00	56.00

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報又は買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け又は公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の、裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(ご参考)平成26年7月31日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く。)	102,647,700株
自己株式数	2,751,000株

以上

【本件に関するお問合せ先】(平日 9:00～17:00)

株式会社アコーディア・ゴルフ

IR 部 野瀬

電話:03-6688-1500(音声ガイダンス)

E-mail:ir@accordiagolf.com

本プレスリリースは、当社や他社に対する投資その他の取引の勧誘もしくは斡旋等またはこれらを阻害することを目的としたものではありません。本プレスリリースに記載されております戦略・計画・方針・予想等の将来に関する記述は、本日現在において当社が入手している情報に基づく一定の前提(仮定)および将来の予測等を基礎として当社が判断したものであり、これらには様々なリスクおよび不確実性が内在しております。そのため、実際の結果等は本プレスリリースに記載された内容から大きく乖離する可能性があることをご承知おき下さい。